

民間資金等活用事業推進委員会議事規則第 4 条及び第 6 条の規定に基づき  
総合部会に出席を求める者の名簿

赤羽	貴	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
江口	直明	東京青山・青木・狛法律事務所弁護士
瀧本	寛	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長
名執	雅子	法務省矯正局矯正調査官
野村	正	清水建設株式会社投資開発本部上席マネージャー
平原	章次	新日鉄エンジニアリング株式会社建築・鋼構造事業部 総合・システム建築ユニット P F I 事業推進部長
水野	靖久	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長
吉田	弘	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室長

**参考** 民間資金等活用事業推進委員会議事規則(抄)

(意見の開陳等)

第 4 条 委員長は、必要と認める者に対して、委員会への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

(部会)

第 6 条 第 1 条、第 2 条、第 4 条及び前条の規定は部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「第 2 条第 3 項」とあるのは「第 4 条第 4 項」と読み替えるものとする。